

用地関係業務に係る所要作業時間等調査積算資料
〔用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施について〕

1 適用業務

令和4年度に実施する次の業務

用地調査等業務

《対象項目》

用地調査等業務費積算基準第7「営業その他の調査」に規定する「2 打合せ協議」を除くすべて。

2 調査期間

用地調査等業務

令和4年度に実施する業務で、令和5年3月31日までに履行期限が到来するもの。

3 調査表作成費用

調査票を作成するために要する直接人件費の積算は、次表により行うものとする。

種 目	単 位	職種及び所要日数
・営業その他の調査	1業務当たり	主任技師 1.00 (人/日)

※ 直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。